

公共施設等予約システム構築業務仕様書

1 業務名

公共施設等予約システム構築業務

2 業務目的

加古川市(以下「本市」という。)は、令和2年度に策定し、令和6年3月一部改定した「加古川市スマートシティ構想」において、「市民の生活の質(QOL)や利便性を向上するサービス」として、「いつでもどこでもできるストレスフリーな行政手続きの実現」を目指している。スポーツ施設、学校施設、文化施設、市民交流ひろばなど本市が管理する施設(以下「公共施設等」という。)の予約方法を市ホームページ「施設予約ナビ」で案内している。

現在、予約・抽選申込等は、オンラインで一部の施設は対応しているが、施設利用者は事前に予約システムに利用者登録し、公共施設等に赴き手続きを行う必要がある。また、使用料等の納付についても、使用日までに公共施設等に赴き、使用許可申請書を紙で提出し、現金納付等する必要がある。鍵の受け渡しも、対面が必要な場合があり、施設利用者や施設管理者の負担が大きくなっている。

このため、運用開始から13年が経過した現行の加古川市スポーツ施設等予約システムを更新し、新システムにおいて、予約・抽選申込のオンライン化、空き状況の公開、使用料等のオンライン決済、スマートロック(電子錠)システムとの連携機能の導入、利用状況のデータ化を行うことで、施設利用者にとって時間や場所を選ばない行政手続きの実現など利便性の向上を図るとともに、施設管理の効率化を図る。

また、施設利用者の生活の質を向上させ効率的・効果的な行政運営を推進するため、原則として全施設を対象とした公共施設等予約システムを導入する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、本システムについては、令和7年11月30日までに構築を完了し、令和7年12月1日から稼働可能な状態とすること。

4 業務内容

公共施設等予約システム構築業務は以下の内容を本業務の実施範囲とする。

(1) システム環境構築

ア 施設、設備備品、料金、利用団体等の各種マスタの設定、登録及び検証

・対象施設及び対象室場(以下「対象施設等」という。)については、別紙「対象施設等一覧表」のとおりとする。

イ 「5 システム要件」を満たすために必要となる本システムの開発(変更、修正含む)、検証

ウ 各種帳票データの設定

エ 本システムを安定稼働させるための技術サービスの構築

オ オンライン決済サービスとの連携機能構築

カ スマートロックシステムとの連携機能構築

キ マイナンバー認証サービスとの連携機能構築

- (2) 現行システムからのデータ移行
- (3) 運用テスト
- (4) 操作研修
- (5) マニュアル等の整備 等

5 システム要件

(1) 基本事項

- ア 施設管理者の OS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。
- イ 最新の OS、ブラウザに対応すること。
- ウ 対象施設等及び設備等の変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、本市で実施できること。もしくは、施設管理者等の求めに応じて受託者の負担において速やかに行うこと。

(2) 環境要件

- ア クラウド方式とし、本市にはサーバー等の設置を不要とする。クラウドサービスは情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。
- イ データの機密性、完全性、可用性が十分に確保された運用がされていること。
- ウ 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- エ 施設管理者等が特別なソフトウェアを必要とせず、ブラウザから本システムにアクセスすることで、予約状況の閲覧及び施設予約ができること。
- オ 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
 - ・データセンターは Tier3又は 4 相当であり、建築基準法(昭和 25 法律第 201 号)の新耐震基準に適合していること。
 - ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
 - ・上記 2 点の代わりに政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリストに記載のあるクラウド事業者を利用することでもよい。

(3) 前提要件

- ア オンライン決済サービスにおける収納代行事業者からの入金先口座は、本市の指定する口座とすること。なお、口座数は 11 口座(本市口座含む)を想定している。
- イ スマートロックシステムの機器調達・整備については、本業務の対象外とするが、スマートロックシステムとの連携機能は必須要件とする。
- ウ 現行システムにおけるアクセス数(利用者側 TOP ページ参照件数)の令和6年度実績は、308,618 件(月平均約 25,718 件)である。

(4) 機能要件

- システムに関する機能要件は、別紙「機能要件一覧表」のとおりとする。
- なお、OS、ブラウザについては、以下の要件を満たすこと。

項目	施設管理者	施設利用者	
利用端末	パソコン	パソコン	スマートフォン タブレット
OS	MicrosoftWindows	・Microsoft Windows OS ・MacOS	・iOS ・Android OS ・iPadOS ・Microsoft Windows OS
ブラウザ	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Firefox	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Firefox ・Safari	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Safari

(5) セキュリティ要件

ア 職員用端末(施設管理者側)におけるセキュリティ対策について、管理者機能を使用する際は、ID とパスワードで個人認証による運用を行うことができること。

イ 利用者画面については、SSL/TLS 等の暗号化通信を行うこと。

(6) 運用及び保守要件

ア 本システム稼働後、5年間、システムメンテナンス時間を除き 24 時間 365 日の保守・運用を想定した構築を行うこと。

イ システムを停止する際は、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

ウ 本市からの本システムに関する問い合わせ対応(受託者の営業時間内において、メール・電話での問合せを想定)体制を構築すること。

エ 運用及び保守サービスを提供するにあたって別途本市と本システム稼働日までにサービス品質合意書(SLA)を締結すること。なお、SLAについては受託者から本市に提案し、本市と協議の上、締結すること。

6 現行システムからのデータ移行

現行システムからのデータ移行は以下の内容を実施すること。

(1) 本業務のシステム環境構築に係る詳細設計等について本市と合意が得られた段階から、現行システムからデータ移行を行うこととし、現行システムにて登録していた情報の再登録作業を極力不要とすること。現行システム及び現行システムから抽出するデータについては、次のア～オの想定とする。なお、現行システムから抽出されるデータに係る資料については、契約締結後、提供するものとする。

ア 現行システム

加古川市スポーツ施設等予約システム

イ 抽出予定データ

施設予約データ、設備予約データ、請求データ、利用者データ

ウ 利用者登録状況

4,515 件(令和6年度末時点、個人・団体含む)

エ 施設予約データ

42,628 件(令和6年度(月平均約 3,552 件))

オ 移行対象期間

利用者データは登録のある全データとし、その他のデータは令和6年4月以降のデータとする。

- (2) データ移行にあたっては事前に WBS を設計し、随時進捗確認を実施、進捗に遅れが発生している場合は速やかに本市に報告を行うこと。
- (3) データ移行においては、サービス停止時間が極力少なくなるように考慮すること。
- (4) 本システムの構築にあたっては、本システムから次期システムへの移行、オープンデータとしてのモデル仕様書の公開等を想定し、デジタル庁が提供する「政府相互運用性フレームワーク(GIF)」に準拠したデータ整備を行うよう考慮すること。

7 運用テスト

運用テストは以下の内容を実施すること。

- (1) システム環境構築に係る各機能の実装が完了した段階で、稼働前に運用テストを計画し実行すること。
- (2) テスト項目としては、各機能の動作確認、システム負荷の確認、障害対応の確認などを想定する。
- (3) テストにおいては、本市の職員も立ち合いの上、各機能の詳細を確認すること。
- (4) 各機能の動作確認については、実際のデータを用いて業務シナリオを設計し、実務に沿った形式で運用テストを実施すること。

8 操作研修

操作研修は以下の内容を実施すること。

- (1) 本市職員が効率的にシステム管理の業務を実施できるように、操作研修を実施すること。
- (2) 操作研修の実施回数については、原則対面形式で最低3回以上とすること。実施内容については、対象施設等の利用状況や利用者の属性状況、運用状況等を考慮すること。

9 マニュアル等の整備

本システムの稼働に合わせて、施設管理者及び本システム利用者向けの基本操作マニュアル、利用規約およびプライバシーポリシー等のドキュメント類をそれぞれ整備すること。

マニュアルに記載の内容については、事前に本市と受託者が協議し、決定すること。

10 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、公共施設等予約システムの設計や開発、保守・運用に精通した担当者による業務実施及びプロジェクト管理が実施できる体制を構築すること。

- (1) プロジェクト責任者の配置

プロジェクト管理能力を有する者を責任者として配置すること。

- (2) 定期的な報告会の実施

設計から開発、稼働まで本市への定期的な報告会を通じて、報告及び協議を行うこと。

報告会の開催頻度等については、本業務の契約締結時に決定する。

- (3) 計画書の作成・提出

業務全体スケジュールを含めたプロジェクト計画書を提出し本市と協議するとともに、プロジェクトの

進捗にあたっては WBS を作成して管理を行うこと。

進捗が遅れる場合は都度本市へ報告を行い、対応策を協議すること。

11 納品物

(1) 納品物

ア 「9 マニュアル等の整備」に指定したドキュメント類

イ プロジェクト管理・データ移行に関する資料(WBS など)

ウ 作業進捗報告書

エ その他、必要に応じて指示する成果物(システム構成図、機能情報関連図、業務フロー図、ユーザー権限一覧等)

オ 受託者は、上記についてとりまとめ、報告書を作成すること。

(2) 提出時期

令和8年3月 31 日(火)

(3) 納入場所

加古川市企画部デジタル改革推進課

12 特記事項

(1) 受託者は、「加古川市スマートシティ構想」をよく理解したうえで、本業務に従事すること。

(2) 受託者は、本業務による事務を処理するための情報資産の取扱いについて、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 本システムの設計、開発までを業務全体の範囲とし、受託者が運用保守までのライフサイクルにわたって責任をもって業務を実施すること。

(4) 受託者は、業務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(5) クラウドサービスやその他アプリケーションサービス、ソフトウェア等の利用の権利を得ることも本業務の範囲とし、業務の概算見積においては利用料を含めて算出をすること。ただし、契約主体については、本市の場合と受託事業者の場合が存在するが、本業務の契約締結時に協議の上、決定すること。

(6) 本市が別途発注する「公共施設等スマートロックシステム導入業務」の受託者と連携し、物理鍵がなくても暗証番号等で施設の開錠が可能となる機能を有するスマートロックシステムと本システムが連携する機能を構築すること。

(7) 契約締結後、仕様書等に疑義が生じたときは、本市と受託者の協議によるものとする。